

# キャッシュカード出金限度額の一部引下げについて

～ 「特殊詐欺」被害からお客さまをお守りするために ～

いつも、青梅信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨今、ご高齢のお客さま宅へ訪問して言葉巧みに暗証番号を聞き出し、キャッシュカードを詐取してATMから現金を引き出すという犯罪が多発しております。

当金庫では、平成29年10月より70歳以上のお客さまのうち、過去3年以上ATMでのキャッシュカードによる出金をご利用されたことがないお客さまを対象に1日当たりの出金限度額を50万円から10万円に引下げし、更なるお客さまの保護として、対象となるお客さまの条件を下記により拡大させていただいております。

お客さまには、大変ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご預金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

記

## 1. 対象となるお客さま

70歳以上のお客さまの過去3年間の取引において、ATMでキャッシュカードによる出金をご利用されたことがない、または、1日のATM出金額が10万円以下のお客さま。

## 2. 出金制限内容

キャッシュカードによる1日当りのATMの出金限度額を50万円から10万円に減額させていただきます。

## 3. 利用制限の開始日

平成30年4月2日（月）より

## 4. その他

対象となるお客さまで、キャッシュカードの出金限度額の引上げをご希望のお客さまは、平日の営業時間内（9:00～15:00（※昼夜業実施店舗につきましては、11:30～12:30を除く））にご本人確認資料・キャッシュカード・ご印鑑をご持参の上、窓口へお申し出下さい。

※昼夜業実施店舗：中町支店・奥多摩支店・増戸支店・千ヶ瀬支店・東所沢支店・北野支店・金子支店・秋津支店・恩方支店・小金井支店

